

地域密着型サービス事業者 集団指導資料

平成 30 年度版

福岡県介護保険広域連合

地域密着型サービス事業者集団指導資料（平成 30 年度版）

目 次

【監査指導係】

介護サービス事業者等指導監督実施方針	1 頁
・ 実地指導時における主な指摘事項等	
地域密着型サービス事業所等の事業に関する事項	6 頁
・ 前年度における介護サービス事業者等の行政処分（福岡県内例）	
・ 福岡県介護保険広域連合における行政処分等の実施に関する基準	
地域密着型サービスの仕組みについて	17 頁
介護保険事業所における事故発生時の報告取扱い要領	18 頁
高齢者虐待防止・身体拘束廃止	23 頁
・ 高齢者福祉施設等における虐待を防ぎましょう（福岡県パンフレット）	
・ 身体拘束に関する説明書・経過観察記録等	
被災状況報告	26 頁
防災計画の策定・見直しについて	28 頁
防火安全対策	30 頁
感染症対策等について	31 頁

【指定係】

福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス事業者指定更新申請手続について	33 頁
指定更新時における留意点	35 頁
地域密着型サービス事業者等の指定内容の変更等について	39 頁
介護サービス事業者の業務管理体制の整備及び届出について	42 頁
介護サービス費等の請求に関する手引き	46 頁
地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則第 2 条ただし書に要する取扱要綱について	48 頁
その他報告事項等について	51 頁

1 地域密着型サービス事業者等指導監督実施方針

(1) 指導及び監査等の根拠

ア 地域密着型サービス事業者（介護予防含む）

介護保険法（平成9年法律第123号）第23条、第78条の7、第115条の17、第115条の33

イ 介護予防・生活支援サービス事業者（訪問型サービス、通所型サービス）

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の7

(2) 指導及び監査の対象

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

※今年度より、当広域連合指定の全ての地域密着型サービス事業者（介護予防含む）を対象として、6年に1回以上の実地指導もしくは呼出による指導を実施（指定更新前の現地調査、実地指導とは別に実施）

(3) 目的

ア 介護保険法の規定に基づく適正な保険給付の確保

イ 事業に係る条例、規則、要綱及び基準（※）の遵守

※・「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第1号）」

・「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年規則第1号）」

・「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成19年規則第11号）」

・「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則第2条ただし書に関する取扱要綱（平成23年告示第48号）」

・「福岡県介護保険広域連合訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成27年3月30日告示第8号）」

・「福岡県介護保険広域連合訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成27年3月30日告示第9号）」

・「福岡県介護保険広域連合通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成27年3月30日告示第10号）」

・「福岡県介護保険広域連合通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成27年3月30日告示第11号）」

・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」

・「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」

ウ 利用者本位のサービス提供の確保等の観点に立ち指導等を行う。なお、第7期介護保険事業計画の実施に伴い、その趣旨を踏まえた指導等を併せて行うものとする。

(4) 実施方法

ア 集団指導

広域連合内の指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を対象に講習会形式で実施する。

イ 実地指導

介護保険等の理解、考え方等を周知し、介護報酬の誤った請求等の未然防止、利用者への適切な介護サービスの提供を図ることを目的として、事業者の育成の観点から必要な指導を行うものとする。

ウ 監査

エ 介護サービス事業者（法人）に係る業務管理体制の監督における「一般検査」及び「特別検査」（介護保険法改正（平成 21 年 5 月 1 日施行））

一般検査については、指定更新の際に書面で確認するとともに、実地指導の際に併せて実施する。特別検査は、指定取消事案が発生した時に実施する。

実地指導時等における主な指摘事項

1. 人員基準

①出勤簿等による従業者の出勤日・勤務時間の確認について

人員基準を満たしているかを確認する際に、従業者等の勤務時間の証明となるものがない事業所が見受けられます。タイムカードを導入している事業所については、職員の押し忘れのないよう、また、押し忘れた際は手書きでも構いませんので、勤務した時間がわかるよう追記するようにしてください。

また、タイムカードを導入していない事業所については、出勤簿に印鑑を押すだけの事業所が見受けられますが、これだけでは勤務した時間までは証明することとなりませんので、必ず勤務した時間がわかるように出勤簿の様式を改めるようにしてください。

②他サービス事業所従業者との一体的な勤務

人員基準を満たしているかを確認する際に、同一敷地内に1つの法人が運営する介護サービス事業所が複数ある場合に、従業者を事業所ごとに区別せず、一体的に勤務させている事業所がありました。例でいうと、通所介護と訪問介護の事業所が同一敷地内にあり、通所介護に勤務している従業者が勤務時間中に訪問介護の人出が足りないため助っ人として訪問介護に出る等があります。この例の場合は訪問介護に出ている時間は通所介護事業所として勤務していないとみなしますので、当然ながら通所介護事業所のその日の勤務状況によっては、人員基準違反に該当します。今まで、従業者を事業所ごとに区別せず、一体的に勤務させている事業所に指導に行った場合は、必ずといっていいほど重大な人員基準違反をしていることがほとんどであるため、基準上兼務が可能な従業者を複数の事業所において勤務させる場合は、勤務時間の切り分け等については明確にするようにしてください。

③管理者の責務について

管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込に係る調整等、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとし、併せて従業者に法令で定める運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うことと定められています。実地指導を実施した事業所の一部で、管理者が介護職員兼務により管理者業務を怠っている事例や、管理者として勤務形態上配置はしているが実際業務を行っていない事例が見受けられました。このような場合、状況によっては人員基準違反や運営基準違反などにも該当する場合があるため、管理者の責務を守って適切に運営をしてください。

④定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるオペレーターの介護職兼務について

平成30年4月の制度改正において、「オペレーターは、随時訪問サービスに従事することが出来る」が追加されました。このことにより、オペレーター、定期巡回サービス、随時対応サービスの三役での兼務が可能となりましたが、定期巡回サービス及び随時対応サービスの人員については、解釈通知に「サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること」と定められています。このため、当広域連合としては、オペレーター、定期巡回サービス、随時訪問サービスの三役を兼務した職員1名のみで勤務している時間帯については、適切な人員を確保しているとはみなさないため、介護職員等の勤務形態についてはご注意ください。

なお、広域連合では三役兼務について、通常認めていませんのでご注意ください。

※①②は、勤務時間が客観的に確認できない場合は、介護報酬が返還となることもあり
ますのでご注意ください。

2. 設備基準

①消防の設備基準について

消防法により、消防設備の設置が義務付けられている事業所において、設備点検を年2回以上実施していない事業所が見受けられます。消防庁告示により、総合点検を年1回、機器点検を年2回（機器点検のうち1回は総合点検と同時実施可）実施することとなっており、消防署への報告を1年に1回すること定められています。このことより、宿泊サービスのある全ての事業所（自費でのお泊りサービスを行っている通所介護施設等の一部は除く）についてはこれに該当しますので必ず実施するようにしてください。

また、宿泊サービスのない事業所については、最寄りの消防署等において問い合わせたうえ、消防設備の設置が義務付けられている場合は実施するようにしてください。

②施設内における安全対策について

施設内のトイレ、脱衣所などにおいて、カミソリや洗剤等が誰でも手の届く所にわかりやす場所に収納している事業所がよく見受けられます。介護サービスを受けられる利用者については認知のある方も多いことから、事故等を未然に防ぐために、手の届かない所に保管する等の安全対策を講じるようにしてください。

また、台所の包丁の管理についても、同様の状況が多く見受けられますので、使わない時は鍵付きキャビネット等で保管するなどの対策を講じるようにしてください。

3. 運営基準

①利用者との契約書、重要事項説明書、介護計画について

契約書、重要事項説明書、介護計画において、日付のないもの、署名印漏れ、代理人等の続柄のないもの等がよく見受けられます。利用者への説明同意については、介護報酬を支払う根拠の基礎となりますので、漏れ等がないよう気を付けてください。

②通所介護施設等における宿泊サービスについて

通所介護施設等において、夜間及び深夜における介護サービス外での宿泊サービスを行っているにも関わらず届出のなされていない事業所が見受けられました。平成27年4月より届出制が導入されており、未届のまま介護サービス外の宿泊サービスを行っていた場合は運営基準違反に該当いたしますので、必ず届出をしてください。

また、利用者が介護サービス外の宿泊サービスを利用する日については、介護サービスでの時間延長を利用することはできませんのでご注意ください。

③運営推進会議等の開催について

地域密着型サービス事業所においては、サービスごとに運営推進会議等の実施を定期的に行うよう義務づけられていますが、実施していない事業所が見受けられます。特に平成28年4月から定員18人以下の通所介護事業所は地域密着型に移行しているにも関わらず、未だに実施していない事業所が見受けられるため、必ず定期的に行うようにしてください。

④やむを得ず身体拘束を実施する際について

認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設におい

て、平成 30 年 4 月より身体拘束廃止の取組の有無によって減算が導入されました。これに伴い、やむを得ず身体拘束を実施する際の記録等がない場合は減算に該当することとなっているため、実施する際は必ず利用者の同意をえたうえで記録を残すようにしてください。

2 地域密着型（介護予防）サービスの事業に関する事項

（１）地域密着型（介護予防）サービスの事業の基準

（介護保険法第７８条の３～４、第１１５条の１３～１４）

事業者は、条例、規則、要綱及び基準（１頁※）に従い、要介護者（要支援者）の心身の状況等に応じて適切な地域密着型（介護予防）サービスを提供するとともに、自らその提供する地域密着型（介護予防）サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に地域密着型（介護予防）サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

（２）基準の性格

ア 基準は、事業の目的を達成するために必要な最低基準である。

事業者は、基準を充足することで足りるとすることなく、常にその事業の運営の向上に努めなければならない。

イ 基準を満たさない場合は、
指定を受けられない又は更新を受けられない。

ウ 運営開始後、基準違反等が明らかになった場合には、広域連合長は、

- ・ 期限を定めて基準を遵守する勧告を行い、
- ・ 期限内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表でき、
- ・ 正当な理由なく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるよう命令することができる。その命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公表する。（介護保険法第７８条の９、第１１５条の１８、第１１５条の４５の８）

命令に従わなかった場合には、当該指定を取り消すこと、又は取り消しを行う前に期限を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること等）ができる。（介護保険法第７８条の１０、第１１５条の１９、第１１５条４５の９）

エ ただし、不正な手段により指定を受けた時や悪質な不正請求等の場合は、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

介護サービス事業者等の行政処分（福岡県内）

平成27年度

取消年月日	平成28年3月24日
処分内容	<u>1 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し及び指定介護予防サービス事業所の指定取消し <u>2 指定訪問介護・指定介護予防訪問介護</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し及び指定介護予防サービス事業所の指定取消し
行政庁	福岡県知事
サービスの種別	訪問看護・介護予防訪問看護、訪問介護・介護予防訪問介護
指定取消事由	<u>1 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護</u> (1) 運営基準違反（法第77条第1項第4号） 営業時間中に事業所が閉鎖されており、職員が勤務していなかった。 (2) 報告等違反（法第77条第1項第8号） ・日時を事前通知した上で、事業所を訪問したが、入口が施錠され、従業員の対応がなく検査ができなかった。 ・代表者に対し、日時を指定して出頭を求めたが、これに応じなかった。 (3) 変更の届出等義務違反（法第77条第1項第10号） ・管理者が退職しているにもかかわらず、変更の届出を行っていなかった。 ・居宅サービス事業及び介護予防サービス事業を実施していないにもかかわらず、廃止又は休止の届出を行っていなかった。 <u>2 指定訪問介護・指定介護予防訪問介護</u> (1) 運営基準違反（法第77条第1項第4号） 営業時間中に事業所が閉鎖されており、職員が勤務していなかった。 (2) 報告等違反（法第77条第1項第8号） ・日時を事前通知した上で、事業所を訪問したが、入口が施錠され、従業員の対応がなく検査ができなかった。 ・代表者に対し、日時を指定して出頭を求めたが、これに応じなかった。 (3) 変更の届出等義務違反（法第77条第1項第10号） ・管理者が退職しているにもかかわらず、変更の届出を行っていなかった。 ・居宅サービス事業及び介護予防サービス事業を実施していないにもかかわらず、廃止又は休止の届出を行っていなかった。

平成28年度

処分年月日	平成28年12月28日
処分内容	<u>1 指定訪問介護・指定介護予防訪問介護・指定第一号訪問事業所</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し及び指定第一号訪問事業所の指定取消し <u>2 指定通所介護・指定介護予防通所介護・指定第一号通所事業所</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し及び指定第一号通所事業所の指定取消し

	3 指定居宅介護支援 指定居宅介護支援事業所の指定取消し
行政庁	北九州市長
サービスの種別	訪問介護・介護予防訪問介護・第一号訪問・通所介護・介護予防通所介護・第一号通所、居宅介護支援
処分事由	1 指定訪問介護・指定介護予防訪問介護・指定第一号訪問事業所 (1) 不正請求（法第77条第1項第6号） ・既に退職している訪問介護員が、その後もサービス提供を行っているが、この者が他事業所において勤務している日にもかかわらず、サービス提供記録を作成して不正な報酬請求を行った。 (2) 虚偽の報告（法第77条第1項第7号） ・訪問介護員が既に退職しているにもかかわらず、法に基づく報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられた際、勤務実態とは異なる虚偽の人事関係書類を作成して、その報告をした。また、人員配置に当たり、他事業所の従業員を常勤の訪問介護員として配置しているかのように装うため、法に基づく報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられた際、勤務実態とは異なる虚偽の人事関係書類を作成して、その報告をした。 (3) 虚偽の答弁（法第77条第1項第8号） ・人員配置に当たり、他事業所の従業員を常勤の訪問介護員として配置しているかのように装うため、法に基づく質問に対して虚偽の答弁をした。 (4) 不正の手段による指定更新（法第77条第1項第9号） ・指定更新に当たり、配置していない訪問介護員を配置しているかのように装うため、虚偽の人事関係書類を作成して、指定更新を受けた。 2 指定通所介護・指定介護予防通所介護・指定第一号通所事業所 (1) 不正請求（法第77条第1項第6号） ・居宅介護サービス費の請求に関し、看護職員のうち1名を配置せず、人員基準違反（人員基準欠如）の状態で運営を行っているが、これに伴う介護報酬の減算を行わずに不正な報酬請求を行った。 (2) 虚偽の報告（法第77条第1項第7号） ・法に基づく報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられた際に、看護職員のうち1名を配置していないにもかかわらず、配置しているかのように装うため虚偽の人事関係書類を作成し、報告をした。 (3) 虚偽の答弁（法第77条第1項第8号） ・法に基づく質問に対して、看護職員のうち1人を配置していないにも関わらず、勤務している旨の虚偽の答弁をした。 (4) 不正の手段による指定更新（法第77条第1項第9号） ・指定更新に当たり、勤務していない看護職員と介護職員を配置しているかのように装うため、虚偽の人事関係書類を作成して、指定更新を受けた。 3 指定居宅介護支援 (1) 不正又は著しく不当な行為（法第84条第1項第11号） ・居宅介護サービス費の不正な請求事務を法人役員でもある介護支援専門員が認識しながら、給付管理を行い、事業所に対して適切な請求を指示せずに不正請求を幫助した。

平成29年度

処分年月日	平成29年5月1日
処分内容	<u>1 指定通所介護・指定介護予防通所介護・指定第一号通所事業所</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し及び指定第一号訪問事業所の指定取消し <u>2 指定訪問介護・指定介護予防訪問介護・指定第一号訪問事業所</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し及び指定第一号通所事業所の指定取消し
行政庁	北九州市長
サービスの種別	通所介護・介護予防通所介護・第一号通所、訪問介護・介護予防訪問介護・第一号訪問
処分事由	<u>1 指定通所介護・指定介護予防通所介護・指定第一号通所事業所</u> (1) 不正請求（法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号） ・看護職員の配置基準を満たさない（人員基準欠如）の状態で運営を行っていたが、これに伴う介護報酬の減算を行わずに不正な報酬請求を行った。 (2) 不正な手段による指定（法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第8号） ・新規指定申請にあたり、実際には勤務する予定のない介護職員をあたかも配置する予定であるかのように装うため、虚偽の人事関係書類を作成し、その提出により指定を受けた。 (3) 法令違反（法第115条の45の9第6号） ・指定第一号通所事業所と一体的にサービス提供を行うことができる指定通所介護事業所、指定介護予防通所介護事業所において、上記のとおり不正が行われていた。 <u>2 指定訪問介護・指定介護予防訪問介護・指定第一号訪問事業所</u> (1) 不正請求（法第77条第1項第6号） ・住宅型有料老人ホームの入居者に対して、訪問介護サービスを提供していないにもかかわらず、訪問介護サービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成し、不正な報酬請求を行った。 (2) 虚偽の報告（法第77条第1項第7号） ・法に基づく報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられた際に、訪問介護サービスを提供していないにもかかわらず、虚偽のサービス提供記録を作成して、その報告をした。 (3) 虚偽の答弁（法第77条第1項第8号） ・法に基づく質問に対して、訪問介護サービスを提供していないにもかかわらず、サービス提供を行った旨の虚偽答弁を行った。 (4) 法令違反（法第115条の9第1項第9号及び法第115条の45の9第6号） ・指定介護予防訪問介護事業所及び指定第一号訪問事業所と一体的にサービス提供を行うことができる指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所において、上記のとおり不正が行われていた。

処分年月日	平成29年8月1日
処分内容	指定の一部効力の停止（新規利用者受入停止 3か月）
行政庁	北九州市長
サービスの種別	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
処分事由	(1) 人格尊重義務違反（法第78条の10第6号） ・管理者の利用者に対する経済的虐待（利用者の預貯金を盗む）があった。 (2) 法令違反（法第115条の19第11号） ・指定地域密着型介護予防サービス事業所と一体的にサービス提供を行っている指定地域密着型サービス事業所において、上記のとおり、法令違反があった。

処分年月日	平成29年11月27日
処分内容	指定居宅サービス事業所の指定取消し及び指定介護予防サービス事業所の指定取消し
行政庁	北九州市長
サービスの種別	訪問介護、介護予防訪問介護
処分事由	(1) 不正請求（法第77条第1項第6号） ・具体的なサービス提供記録がないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求して受領した。 (2) 虚偽の報告（法第77条第1項第7号） ・不正請求を隠蔽するために、過去のサービス提供記録を作成している状況を現認した。 (3) 不正の手段による指定（法第77条第1項第9号及び法第115条の9第1項第8号） ・新規指定申請にあたり、当初勤務予定であった訪問介護員の辞退により人員配置を満たさなくなったことを認識しながら、虚偽の人事関係書類を提出して指定を受けた。 (4) 人員基準違反（法第77条第1項第3号及び法第115条の9第1項第2号） ・指定当初から常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置しておらず、常勤換算方法で、2.5以上の訪問介護員等を配置していないなど、従業員の人員について条例で定める員数を満たしていなかった。 (5) 法令違反（法第115条の9第1項第9号） ・指定介護予防訪問介護事業所と一体的にサービス提供を行うことができる指定訪問介護事業所において、上記のとおり、不正が行われていた。

処分年月日	平成30年1月26日
処分内容	1 指定訪問介護・指定介護予防訪問介護 指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し 2 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し
行政庁	北九州市長
サービスの種別	訪問介護・介護予防訪問介護、訪問看護・介護予防看護介護
処分手由	1 指定訪問介護・指定介護予防訪問介護 (1) 不正請求（法第77条第1項第6号） ・実際には勤務していない訪問介護員が、あたかもサービス提供を行ったかのように装って、サービス提供記録を作成し、不正な報酬請求を行った。 (2) 虚偽の報告（法第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第6号） ・法に基づく報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じられた際に、実際には勤務していない訪問介護員が、あたかも勤務しているかのように装うため、虚偽の人事関係書類を作成し、その報告をした。 (3) 虚偽の答弁（法第77条第1項第8号及び法第115条の9第1項第7号） ・法に基づく質問に対して、訪問介護員が実際には勤務していないにもかかわらず、勤務している旨の虚偽の答弁を行った。 (4) 法令違反（法第115条の9第1項第9号） ・指定介護予防サービス事業者と一体的にサービス提供を行うことができる指定居宅サービス事業者において、上記のとおり不正が行われていた。 2 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 (1) 不正請求（法第77条第1項第6号） ・実際には勤務していない訪問看護員が、あたかもサービス提供を行ったかのように装って、サービス提供記録を作成し、不正な請求を行った。 (2) 虚偽の報告（法第77条第1項第7号及び法第115条の9第1項第6号） ・法に基づく報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられた際に、実際には勤務していない訪問看護員が、あたかも勤務しているかのように装うため、虚偽の人事関係書類を作成し、その報告をしたため。 (3) 虚偽の答弁（法第77条第1項第8号及び法第115条の9第1項第7号） ・法に基づく質問に対して、訪問看護員が勤務していないにもかかわらず、勤務している旨の虚偽の答弁を行った。 (4) 不正の手段による指定（法第77条第1項第9号及び法第115条の9第1項第8号） ・新規指定にあたり、人員配置基準を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、あたかも人員配置基準を満たしているかのように装うため、虚偽の人事関係書類を作成し、その提出により新規指定を受けた。 (5) 法令違反（法第115条の9第1項第9号） ・指定介護予防訪問看護事業所と一体的にサービス提供を行うことができる指定訪問看護事業所において、上記のとおり不正が行われていた。

福岡県介護保険広域連合における行政処分等の実施に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に規定する勧告、命令、指定の全部又は一部の効力の停止及び指定の取消し（以下「行政処分等」という。）等を行う場合の事務手続きを明確にし、行政処分等の手続きの公平性を確保するとともに透明性の向上を図り、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、第一号通所事業者及び第一号訪問事業者（以下「サービス事業者等」という。）に対して、この基準に従い行政処分等を行うことにより、給付適正化を厳格に推進するとともに、利用者保護に資することを目的とする。

(行政処分等の是非)

第2条 介護保険法に基づき実地検査を行った場合は、その結果の内容を精査したうえ、別紙1もしくは別紙2の基準に従い行政処分等の是非を判断することとする。なお、高齢者虐待等に係る実地検査を行った場合は、実地検査の結果及び市町村で実施された虐待ケース会議の結果を照らし合わせたうえで個別に判断することとする。

(行政処分等の種別ごとの運用等)

第3条 第2条の手法により、行政処分等を行うことが適当であると判断した場合は、行政処分等の種別ごとに、以下のとおり運用することとする。

(1) 改善勧告

改善勧告をサービス事業者等に行う際は、基準を遵守すべきことを勧告し、期限を定め文書により改善結果の報告を求めることとする。福岡県介護保険広域連合が改善結果の報告を受けた際に、改善状況を確認することが必要だと判断した場合は、実地指導等により確認することができることとする。勧告を受けたサービス事業者等において、期限内にこれに従わなかった場合は、その旨を公表することができるものとする。

(2) 改善命令

改善勧告を受けたサービス事業者等が正当な理由なく、その勧告に係る措置を取らなかった場合で必要があると認めるときは、期限を定めて、その勧

告に係る措置をとるよう命じることができる。広域連合長は、改善命令を行ったときは、その旨を公示し当該情報を公表することとする。

(3) 指定の全部又は一部の効力の停止もしくは指定の取消

改善命令を受けたサービス事業者等が正当な理由なく、定められた期限内にその命令に係る措置を取らなかった場合は、その状況を精査し期間を定めて指定の全部又は一部の効力の停止もしくは指定の取消を行うことができるものとする。広域連合長は、指定の全部又は一部の効力の停止もしくは指定の取消を行ったときは、その旨を公示し当該情報を公表することとする。

(行政処分等の手続き)

第4条 行政処分等の手続きは、次に掲げる各号により実施する。

(1) 趣旨

広域連合長が行政処分等を行うときは、この基準、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）、福岡県介護保険広域連合行政手続条例（平成19年7月26日条例第12号）並びに福岡県介護保険広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成19年7月26日規則第10号）の規定により行う。

(2) 手続きの開始

広域連合長は、介護報酬の不正請求、不適切なサービスの提供等がみとめられたとき、もしくは、その他広域連合長が必要と認めるときは、行政処分等の手続きを開始し、その事案の調査結果の内容を記載した監査調書等を作成する。

(3) 聴聞及び弁明の機会の付与

行政処分等を行うときは、次のいずれかの方法によりサービス事業者等の意見陳述の機会を設けることとする。

ア 指定の全部又は一部の効力の停止もしくは指定の取消を行うときは、聴聞を行う。

イ 上記以外の場合においては、必要に応じ弁明の機会を設ける。ただし、公益上、緊急に不利益処分をする必要がある場合や、課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして行政手続法施行令（平成6年8月5日政令第265号）で定める処分をしようとするときは、この規定は適用しない。

(4) 聴聞

聴聞は、福岡県介護保険広域連合行政手続条例第19条により選任されたものが主宰し、聴聞を行うにあたっては、福岡県介護保険広域連合行政手続条例並びに福岡県介護保険広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に基づき行う。

(5) 弁明

弁明は、当事者が弁明を記載した書面を提出して行うものとする。弁明の機会を設けるときは、弁明書の提出期限の2週間前までに、当事者に対し弁明の機会の付与通知書を交付し行う。弁明の機会を付与するにあたっては、福岡県介護保険広域連合行政手続条例並びに福岡県介護保険広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に基づき行う。

(行政処分等の決定)

第5条 行政処分等の決定に当たっては、聴聞の結果又は弁明書の内容を十分に考慮したうえ、行うこととする。行政処分等を行うことを決定したときは、サービス事業者等に対し行政処分等の内容、根拠条項及び行政処分等を行う理由を明記した行政処分通知書を交付する。

(審査請求の制限)

第6条 行政手続法第27条により、聴聞の規定に基づく処分については、審査請求をすることができない。

(関係機関への通知)

第7条 広域連合長は、指定の全部又は一部の効力の停止もしくは指定の取消を行ったときは、厚生労働省、福岡県、関係市町村及び福岡県国民健康保険団体連合会等に通知する。

①不正請求等による行政処分等基準

別紙1

I. 利用者被害・公益侵害の程度		基準値	点数	採点	備考
(1) 違法行為	架空請求		4点		※複数に当てはまる場合は高いものとする
	水増請求		3点		
	加算要件不備・減算についての不正請求		1点		
(2) 金額	不正若しくは過失による請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が大きい	概ね10%以上	2点		
	不正若しくは過失による請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が小さい	概ね10%未満	1点		
II. 故意性		基準値	点数	採点	備考
(1) 故意性	故意又は重大な過失に基づく行為		2点		
	軽過失に基づく行為		1点		
	いずれでもない、判定不能		0点		
III. 不正行為の継続性		基準値	点数	採点	備考
(1) 継続性	不正行為の継続が特に長い	2年以上	3点		
	不正行為の継続が長い	1年以上2年未満	2点		
	不正行為の継続が中程度	3ヶ月以上1年未満	1点		
	不正行為の継続が短い	3ヶ月未満	0点		
IV. 組織体質		基準値	点数	採点	備考
(1) 組織関与	役員等が実行又は関与(指示)していた		3点		
	役員等が不正行為を認識しながら黙認していた		1点		
	役員等が実行又は関与していない		0点		
			0点		
V. 改善可能性		基準値	点数	採点	備考
(1) 対処姿勢	監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められた		3点		
	監査時以外に、虚偽報告や答弁、検査の忌避や隠蔽などがあった		2点		
	速やかな報告・改善措置はなかったものの、虚偽報告・答弁や忌避・隠蔽はない		1点		
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取った		0点		
			0点		
(2) 過去履歴	過去5年間に、同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている		3点		
	過去5年間に、不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分を受けている		1点		
	過去5年間に、同一の不正行為について行政指導(勧告含む)を受けている		2点		
	過去5年間に、監査までとはいかないものの、実地指導等により同一の不正行為について自主返還をしたことがある		1点		
	過去5年間に、別の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている		2点		

合計	0点
----	----

2点以下	勧告までに至らない改善報告書の提出
3点～5点	改善勧告
6点～7点	効力停止(一部1～6カ月)
8点～9点	効力停止(全部1～6カ月)
10点以上	取消

②不正の手段(虚偽申請)による行政処分等基準

別紙2

I 利用者被害・公益侵害の程度		基準値	点数	採点	備考
(1) 申請の瑕疵	明らかに勤務できない者の名義を使用して指定申請を行うなど、申請に重大明白な瑕疵があった		3点		
	指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなったが、申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた		1点		
(2) 問題の解消	事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していた		1点		
	事業開始時点では人員基準違反等の状態が解消されていた		0点		
II 故意性		基準値	点数	採点	備考
(1) 故意性	故意又は重大な過失に基づく行為		2点		
	軽過失に基づく行為		1点		
	いずれでもない、判定不能		0点		
III 組織体質		基準値	点数	採点	備考
(1) 組織関与	役員等が実行又は関与(指示)していた		3点		
	役員等が不正行為を認識しながら黙認していた		1点		
	役員等が実行又は関与していない		0点		
IV 改善可能性		基準値	点数	採点	備考
(1) 対処姿勢	監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められた		3点		
	監査時以外に、虚偽報告や答弁、検査の忌避や隠蔽などがあった		2点		
	速やかな報告・改善措置はなかったものの、虚偽報告・答弁や忌避・隠蔽はない		1点		
	事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取った		0点		
(2) 過去履歴	過去5年間に、同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている		3点		
	過去5年間に、不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分を受けている		1点		
	過去5年間に、同一の不正行為について行政指導(勧告含む)を受けている		2点		
	過去5年間に、監査まではいかないものの、実地指導等により同一の不正行為について自主返還をしたことがある		1点		
	過去5年間に、別の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けている		2点		
V 不正請求の併発		基準値	点数	採点	備考
(1) 違法行為	架空請求		4点		※複数に当てはまる場合は高いものとする
	水増し請求		3点		
	加算要件不備・減算についての不正請求		1点		
(2) 金額	不正請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が大きい	概ね10%以上	2点		
	不正請求額が事業所の年間収入(介護報酬+利用者負担額)に占める割合が小さい	概ね10%未満	1点		
VI 不正行為の継続性		基準値	点数	採点	備考
(1) 継続性	不正行為の継続が特に長い	3年以上	3点		
	不正行為の継続が長い	1年以上3年未満	2点		
	不正行為の継続が中程度	3ヶ月以上1年未満	1点		
	不正行為の継続が短い	3ヶ月未満	0点		

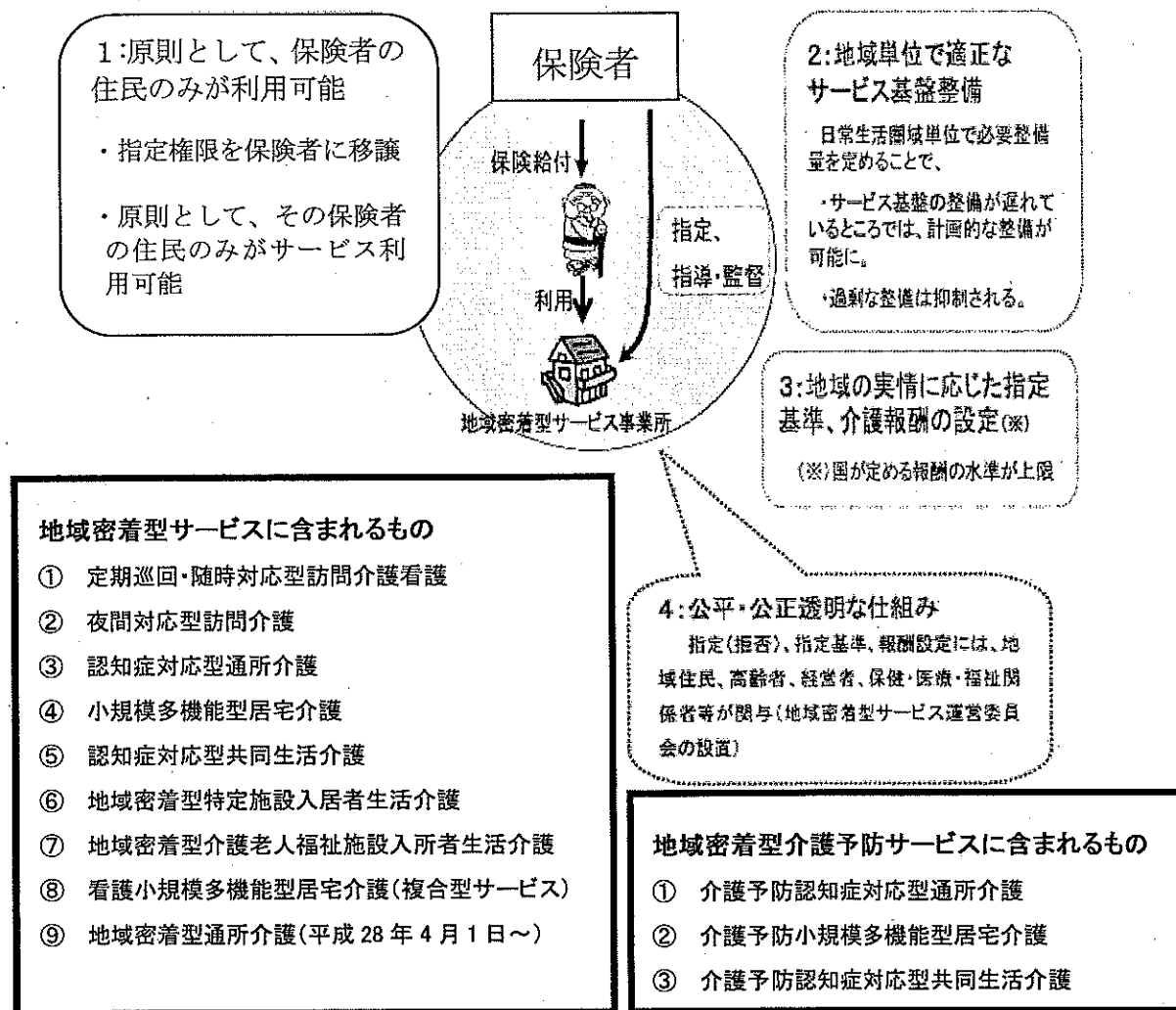
合計	0点
----	----

3点以下	勧告までに至らない改善報告書の提出
4点～6点	改善勧告
7点～8点	効力停止(一部1～6カ月)
9点～10点	効力停止(全部1～6カ月)
11点以上	取消

3 地域密着型サービスの仕組みについて

地域密着型サービスは、高齢者が要介護（要支援）状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためのサービスです（平成 18 年 4 月の制度改正により創設）。

地域密着型サービスについては、保険者（＝広域連合）が事業者指定を行い、原則として、当該保険者の住民（＝被保険者）のみが保険給付の対象となります。



1. 広域連合内の地域密着型サービスは、広域連合の被保険者のみが利用できます。広域連合外市町村の被保険者が広域連合内の地域密着型サービスを利用することは原則としてできません。

2. ただし、制度改正前の平成 18 年 3 月 31 日までに広域連合外市町村の被保険者が広域連合内のグループホームに入居している場合は、平成 18 年 4 月 1 日以降もそのまま継続利用ができるという経過措置（みなし指定の制度）が設けられています。また、平成 28 年 3 月 31 日までに広域連合外市町村の被保険者が広域連合内の地域密着型通所介護を利用している場合も、平成 28 年 4 月 1 日以降もそのまま継続利用ができるという経過措置（みなし指定の制度）が設けられています。

3. 広域連合外の市町村から広域連合の市町村へ転入後 3 ヶ月を経過しない者に対して、地域密着型サービスを行ってはならない旨の条件を付しています。（ただし、広域連合長がこの条件を付することが、困難であると認める特段の事由がある場合は、この限りではありません。）

特段の事由：①再転入者で、転入前住民期間と再転入後住民期間を合算して 3 ヶ月以上になる場合、②転入後 3 ヶ月以上を経過している親族（民法第 725 条の規定による親族をいう。）から介護を受けるために転入した場合、③その他必要やむを得ない場合

4. 地域密着型サービス事業等の運営から暴力団関係者を排除することとしています。よって、新規指定（指定更新）申請書提出時に、暴力団排除に係る「誓約書」の提出を求め、申請者及び申請者の役員、管理者が、暴力団関係者である場合には新規指定、指定の更新をしないこととしています。

介護保険事業所における事故発生時の報告取扱い要領

平成27年5月1日改正

福岡県介護保険広域連合

1. 対 象

介護保険指定事業者が行う介護保険適用サービスとする。(介護予防を含む。)

(指定通所介護及び指定認知症対応型通所介護においては、事業所の設備を利用し、提供する夜間及び深夜の指定通所介護及び指定認知症対応型通所介護以外のサービスを含む)

2. 報告の範囲

各省令等の該当条項等の「利用者に対する各サービスの提供により事故が発生した場合」については、直接介護を提供していた場合のみでなく、次の場合を含む。

- (1) 利用者が当該事業所又は施設内にいる間に起こったもの
- (2) 利用者の送迎中に起こったもの
- (3) その他サービスの提供に密接な関連があるもの

3. 報告すべき事故の種類

- (1) 報告すべき事故の種別は、次の内容とする。

転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、食中毒、感染症(インフルエンザ等)、交通事故、徘徊(利用者の行方不明含む。)、職員の違法行為・不祥事、高齢者虐待、その他

- (2) 報告すべき事故における留意点

①介護サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故の発生

- ・けがの程度については、医療機関における受診(施設内における受診を含む。)を要したものを報告すること。
- ・事業者側の過失の有無は問わない。(利用者の自己過失によるけがの場合も医療機関の受診を要した場合は報告すること。)
- ・死亡については、死亡診断書で、老衰、病死等の主に加齢を原因とするもの以外の死因が記載されたものを報告すること。
- ・利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に嫌疑が生じる可能性のあるとき(トラブルになる可能性があるとき)は報告すること。

②食中毒及び感染症等(ノロウイルス、インフルエンザ、疥癬等)の発生

次の要件に該当する場合は、広域連合への報告と併せて管轄の保健所に報告し、指導を受けること。

〈報告要件〉

- イ 同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者、又は重篤な患者が1週間以内に2人以上発症した場合
- ロ 同一の有症者等が10人以上又は全利用者の半数以上発症した場合
- ハ イ又はロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合

③職員の法令違反及び不祥事等の発生

サービス提供に関連して発生したものであって、利用者に損害を与えたもの。

例えば、利用者の個人情報の紛失、送迎時の利用者宅の家屋の損壊、飲酒運転、預かり金の紛失や横領などをいう。

④高齢者に対する虐待、若しくはそれが疑われる事例の発生

職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合。

⑤施設等の管理上の事故の発生、災害被災によって利用者に影響を与えた場合

・施設内での火災の発生など、施設管理上の事故等により利用者に影響を与えた場合。

・震災、風水害及び火災等の災害により、介護サービスの提供に影響があるもの。

⑥その他報告が必要と認められる事故の発生

⑦従業者の直接行為が原因で生じた事故、従業者の介助中に生じた事故のうち、利用者の生命、身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明及び事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署に連絡すること。

(注) 事故報告には該当しないが、これに準ずるもの（利用者が転倒したものの、特に異常が見られずサービス提供を再開した場合や、職員による送迎時の交通違反の場合等）については、個人記録や事故に関する帳簿類等に記録するとともに、ヒヤリ・ハット事例として事業所内で検討して、再発防止を図ることが望ましい。

4. 報告の時期等

(1) 事故発生後、所要の措置（救急車の出動依頼、医師、利用者の家族等への連絡等）が終了した後、事業者は速やかに福岡県介護保険広域連合へ報告を行うこと。

(2) 事故の程度が大きいもの（死亡事故・交通事故・集団感染症等）については、まず、電話等により、事故の概要について報告すること。

(3) 報告は、おおむね事故発生後3日以内に別紙の「事故報告書」に必要事項を記載のうえ支部に持参、FAX、又は郵送で提出すること。

※ 対象者が、報告後に容態が急変して死亡した場合等は、再度報告書を届け出ること。

5. 報告すべき内容

(1) 事業所の名称、事業所番号、連絡先、提供しているサービスの種類

(2) 利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、要介護度及び心身の状況

(3) 事故発生・発見の日時及び場所

(4) 事故の概要（事故の種別、事故の結果、事故の原因等）

(5) 事後の対応（家族や関係機関等への連絡）

(6) その他（再発防止の方策等）

6. 報告の様式

別紙「事故報告書」を用いる。

基本的には利用者個人ごとに作成するが、感染症、食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る場合は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト（2 対象者、4 事後の対応、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付してもよい。

7. 報告先

被保険者の住所地を管轄する福岡県介護保険広域連合各支部

※ 入所者及び利用者の事故について、事業所所在地の保険者と入所者等の保険者双方へ報告すること。

支部名	電話番号	FAX番号
粕屋支部	092-652-3111	092-652-3106
遠賀支部	093-291-5266	093-291-5281
鞍手支部	0949-34-5046	0949-34-5047
朝倉支部	0946-21-8021	0946-21-8031
うきは・大刀洗支部	0943-74-5355	0943-74-5353
柳川・大木・広川支部	0944-75-6301	0944-75-6340
田川・桂川支部	0947-49-1093	0947-49-1097
豊築支部	0979-84-1111	0979-84-1116

8. 記録

事故の状況及び事故に際して採った処理は必ず記録し、完結後2年間は保存すること。

9. 上記取扱いの施行年月日

平成27年5月1日

介護サービスに係る事故報告書

福岡県介護保険広域連合長 様

報告年月日: 年 月 日

事業所の概要	1	① 開設法人名											② 事業所番号										
		③ 事業所名	(管理者)																				
		④ サービス種類	(利用者の使用したサービス名を記入)																				
		⑤ 事業所所在地	〒 -																				
		電話、FAX番号	電話番号										FAX番号										
		⑥ 記載者氏名	(職 名)																				
対象者	2	(ふりがな)																					
		⑦ 氏 名	(男 ・ 女)										⑧ 被保険者番号										
		⑨ 生年月日	年 月 日 (歳)										⑩ 要介護度 支援 1 2 介 1 2 3 4 5										
		⑪ 住所	〒 -																				
		⑫ 連絡家族・連絡先等	(続柄)										(連絡先)										
		⑬ 対象者の心身の状況 (アセスメントシート等の写しの添付でも可)																					
事故の概要	3	⑭ 事故発生・発見日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃 発生・発見																				
		⑮ 発生・発見場所 (該当するものにチェック)	施設 ☐ 居室 ☐ トイレ ☐ 食堂 ☐ 浴室(脱衣場・洗面所) ☐ 階段 ☐ 廊下 ☐ 訓練室(リハビリ室) ☐ その他屋内() ☐ 屋外 居 宅 () その他 ()																				
		⑯ 事故の種別 (複数の場合は、該当するものすべてにチェック)	☐ 転 倒 ☐ 転 落 ☐ 接 触 ☐ 異 食 ☐ 誤 嚥 ☐ 誤 薬 ☐ 食中毒 ☐ 感染症(インフルエンザ等) ☐ 交通事故 ☐ 徘徊・行方不明 ☐ 職員の法令違反、不祥事 ☐ 高齢者虐待 ☐ その他 ()																				
		⑰ 事故結果 (複数の場合は、該当するものすべてにチェック)	☐ 死 亡 ☐ 骨 折 ☐ 打 撲 ☐ 捻 挫 ☐ 脱 臼 ☐ 切 傷 ☐ 擦過傷 ☐ 火 傷 ☐ 異常なし(受診後結果) (傷病等の内容) (その他)																				
		⑱ 事故の概要、経緯、対応等 (できるだけ詳細に記載すること。欄が不足するときは、別紙とすること)																					
			(入院日 退院予定日 死亡の場合・・・死亡日)																				
		⑲ 事故の原因 (該当するものにチェック)	☐ 従業者の直接行為によるもの ☐ 介助中の注意不足によるもの ☐ 従業者の見守り不十分によるもの ☐ 福祉用具・施設設備不良 (☐ その他)																				
		⑳ 受診した医療機関の名称・所在地																					
	事後の対応	4	㉑ 家族への連絡・説明	ア. 実施済 (月 日 時頃(誰)が (誰)に()により説明) イ. 未(理由) ウ. 不要(身寄りのない方等)																			
			㉒ その他の関係機関への連絡	ア. 警察への連絡 (不要 ・ 済) イ. 保健所への連絡 (不要 ・ 済) ウ. その他(ケアマネ等) (不要 ・)へ連絡済) 裏面 ※3 参照																			
その他	5	㉓ 再発防止のための方策																					
		㉔ 損害賠償等の状況	ア. 損害賠償保険利用 イ. 検討・交渉中 ウ. 賠償なし(理由)																				
		㉕ 特記事項																					

注) 記載注を確認しながら、記入してください。記載欄が不足する場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。

介護サービスに係る事故報告書

福岡県介護保険広域連合長 様

記入例

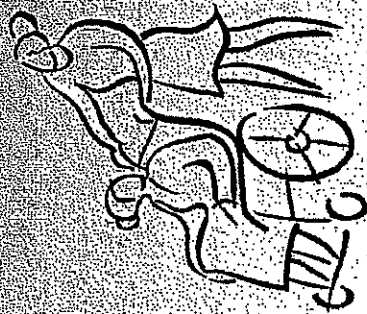
報告年月日: 平成 28 年 4 月 2 日

事業所の概要	① 開設法人名	社会福祉法人 ○×会		② 事業所番号	4 0 * * * * * * * *									
	③ 事業所名	○×デイサービスセンター		(管理者	甲野 太郎)									
	④ サービス種類	認知症対応型通所介護 (利用者の使用したサービス名を記入)												
	⑤ 事業所所在地	〒8*-*-*** A市B町1丁目2番3号												
	電話、FAX番号	電話番号	092-8*-****				FAX番号	092-8*-****						
	⑥ 記載者氏名	甲野 太郎		(職 名)	管理者									
対象者	(ふりがな)	おつやま うめ		⑧ 被保険者番号	0 0 * * * * * * * *									
	⑦ 氏 名	乙山 ウメ		(男・女)	(女)									
	⑨ 生年月日	大正 1 2 年 0 8 月 1 5 日 (9 2 歳)		⑩ 要介護度	支援 1 2 介 1 ② 3 4 5									
	⑪ 住所	〒8*-*-*** A市C町3丁目2番1号												
	⑫ 連絡家族・連絡先等	乙山 一郎 氏 (続柄) 長男 (連絡先) 092-8*-****												
	⑬ 対象者の心身の状況 (アセスメントシート等の写しの添付でも可)	軽度の認知症があり、白内障により視力が悪く、歩行が不安定のため、施設内では歩行器を使用されている。当施設の利用を始めて、まだ2週間程度(3回目の通所)。												
事故の概要	⑭ 事故発生・発見日時	平成 28 年 4 月 1 日 午前・午後 1 時 10 分頃 (発生・発見)												
	⑮ 発生・発見場所 (該当するものにチェック)	施設	☐ 居室 ☒ トイレ ☐ 食堂 ☐ 浴室(脱衣場・洗面所) ☐ 階段 ☐ 廊下 ☐ 訓練室(リハビリ室) ☐ その他屋内() ☐ 屋外											
		居 宅	()											
		その他	()											
	⑯ 事故の種別 (複数の場合は、該当するものすべてにチェック)	☒ 転 倒 ☐ 転 落 ☐ 接 触 ☐ 異 食 ☐ 誤 嚥 ☐ 誤 薬 ☐ 食中毒 ☐ 感染症(インフルエンザ等) ☐ 交通事故 ☐ 徘徊・行方不明 ☐ 職員の法令違反、不祥事 ☐ 高齢者虐待 ☐ その他 ()												
	⑰ 事故結果 (複数の場合は、該当するものすべてにチェック)	☐ 死 亡 ☒ 骨 折 ☐ 打 撲 ☐ 捻 挫 ☐ 脱 臼 ☐ 切 傷 ☐ 擦過傷 ☐ 火 傷 ☐ 異常なし(受診後結果) (傷病等の内容 右大たい骨骨折) (その他)												
⑱ 事故の概要、経緯、対応等 (できるだけ詳細に記載すること。欄が不足するときは、別紙とすること)	昼食後、トイレ前で歩行器から離れ、手すりをつたってトイレ内に自力で入ろうとされたところ、歩行器に足をひっかけて転倒された。倒れる音がしたため、看護職員が慌てて駆け寄ると、意識はあるが、起立不能で痛みを訴えられるため、骨折の疑いで救急車を呼び、1時半頃介護員が付き添い、救急車で病院に連れて行く。レントゲン撮影し、大たい骨骨折があることが判明。現在入院治療中。 (入院日 4/1~ 退院予定日 死亡の場合…死亡日)													
⑲ 事故の原因 (該当するものにチェック)	☐ 従業員の直接行為によるもの ☐ 介助中の注意不足によるもの ☒ 従業員の見守り不十分によるもの ☐ 福祉用具・施設設備不良 (☐ その他)													
⑳ 受診した医療機関の名称・所在地	△△病院 A市D町(電話092-***-****)													
事後の対応	㉑ 家族への連絡・説明	(ア) 実施済 (4 月 1 日 午後 2 時頃(誰 管理者)が (誰 同居の長男(乙山 一郎氏))に(電話)により説明) イ. 未(理由) ウ. 不要(身寄りのない方等)												
	㉒ その他の関係機関への連絡	ア. 警察への連絡 ((不要)・済) イ. 保健所への連絡 ((不要)・済) ウ. その他(ケアマネ等) (不要・ ☐ 居宅介護支援事業所の△△氏)へ連絡済) 裏面 ※3 参照												
その他	㉓ 再発防止のための方策	当施設にまだ慣れない方であり、職員の手を借りず1人で動かれる傾向の強い方であったことから、十分な見守りと要所に付き添いが必要であったが不十分であった。今後特に当施設に来て間もない方にはより見守りを強化するとともに、当初のアセスメントで見守りの必要度を十分把握する。												
	㉔ 損害賠償等の状況	ア. 損害賠償保険利用 イ. 検討・交渉中 (ウ) 賠償なし(理由 見守り不十分ではあったが、ご本人の行動であったことと、事故時の当施設の対応に納得いただいたことから、ご家族は賠償を求めない意向。)												
	㉕ 特記事項	昨日電話でA市に報告。当分入院が見込まれるため、今後何回か見舞いに行く予定。												

注) 記載注を確認しながら、記入してください。記載欄が不足する場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。

高齢者の人間としての尊厳が尊重される社会をめざして

高齢者福祉施設等における 虐待を防ぎましょう



高齢者虐待は、高齢者の尊厳を傷つけ、財産や生命までも危険にさらす行為であり、高齢化が進むなかで、深刻な問題となっています。

高齢者に対する虐待を防止し高齢者の権利利益を確保するため、平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。

養介護施設（高齢者福祉施設や介護保険サービス事業所等）における高齢者虐待を防止するためには、施設等の管理者を先頭に、実際に高齢者の介護にあたる職員だけでなく、他の職員も含めた施設等全体での取組が重要です。

高齢者は、尊厳と安全の中で生活し、搾取及び身体的あるいは精神的虐待を受けずにいられるべきである。

（平成9年12月に閣議決定で採択された「高齢者のための国連原則」より）

福岡県

高齢者虐待とは？

高齢者（65歳以上の者）に対して、養護者（高齢者を現に養護する家族、親族、同居人など）や養介護施設従事者等（高齢者福祉施設や介護保険サービス事業所等の職員等）による次のような行為を高齢者虐待とします。（高齢者虐待防止法第2条）

■身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること

—たとえば—

- だく、つねる、競争を無理やり口に入れる
- ベッドに押し付け、など

■心理的虐待

害しい暴言又は害しく拒絶的な対応など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

—たとえば—

- 子ども扱いする、恐喝
- ののしる、悪口を言う
- 意図的に無視する など

MEMO

虐待をしている自覚がないことや、「本人のために」と思っていることが虐待につながっていることもあります。

—たとえば—

- 徘徊するので部屋に鍵をかける
- 失禁しないように、水分を与える
- ことを控える など

■介護・世話の放棄・放任

高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

—たとえば—

- 養護させるほど水分や食事を与えない
- 入浴をさせない、おむつを交換しない など

■性的虐待

わいせつな行為をする、又はわいせつな行為をさせること

—たとえば—

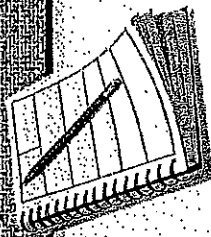
- 非せつな介助がいやしいとして下半身を下着のままに放つ
- 人前でおむつ交換をする など

■経済的虐待

財産を不当に処分することなど高齢者から不当に財産上の利益を得ること

—たとえば—

- 本人の年金や預貯金を、本人に無断で使う
- 生活に必要なお金を渡さない、など



身体拘束と高齢者虐待

身体拘束は、原則としてすべて高齢者虐待に該当します。

高齢者福祉施設等においては、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束を行うことは禁止されています。

(「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と業務支援について」厚生労働省を編纂 平成18年4月より)

身体拘束の具体例

- ・ 徘徊しないよう、車いすやベッドにひも等でしばる
- ・ 自分で降りられないよう、ベッドを柵(サイドレール)で閉め、行動を妨げさせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・ 服薬やおむつはすしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる など

養介護施設や従事者等の責務と義務

施設・事業所の取組

- ・ 養介護施設従事者等の研修を実施すること
- ・ 利用者や家族からの苦情処理体制を整備すること
- ・ その他高齢者虐待の防止等のための措置を講じること

(高齢者虐待防止法第20条)

従事者等の責務

高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければなりません。(高齢者虐待防止法第5条第1項)

高齢者虐待のサイン

- ・ 身体のおどや傷について、説明があいまいである
- ・ 寝具や衣服が汚れたままである
- ・ 居室が極めて非衛生的な状況になっている
- ・ 明らかに病気になるのに医師の診察を拒否している など

従事者等の義務

自分が働く施設等で養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません。(高齢者虐待防止法第21条第1項)

通報を行うことは守秘義務違反にはあたりません。(高齢者虐待防止法第21条第6項)

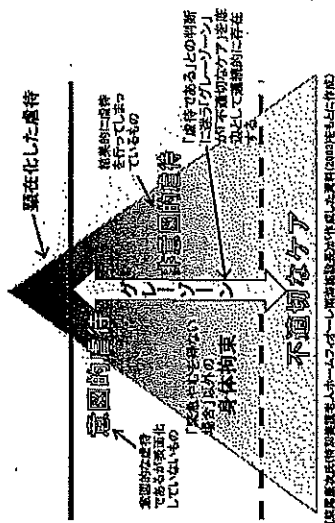
通報したことによる不利益な取扱い(解雇、降格、減給など)は禁止されています。(高齢者虐待防止法第21条第7項)

市町村や県の対応

通報を受けた市町村は、事実確認を行い、県に報告するとともに、県や市町村は、立入検査、勧告、改善命令など関係法令による権限を適切に行使して虐待の防止と高齢者の保護を図ります。(通報の秘密は守られます。)(高齢者虐待防止法第22条～第24条)

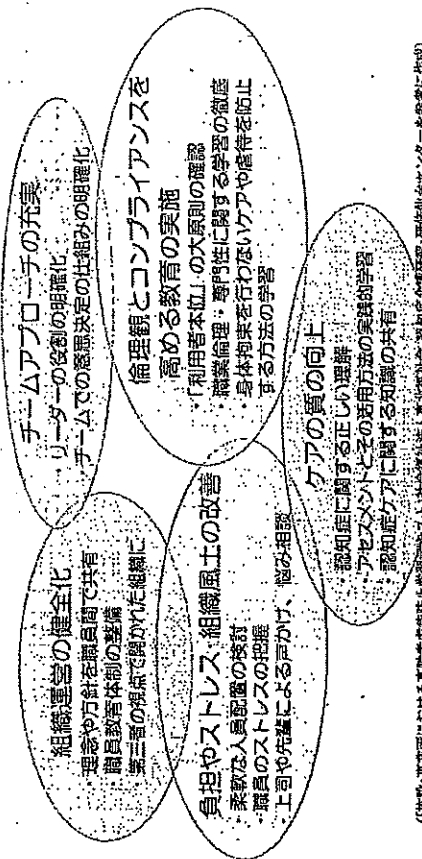
養介護施設や事業所から高齢者虐待をなくすために

「不適切なケア」の段階で、「虐待の芽」を摘む取り組みが大切です



図のように、虐待が顕在化する前には、「不適切なケア」を底辺に、表面化していない虐待やその周辺の「グレーゾーン」の行為が、連続的に存在しています。養介護施設等では、さまざまな「不適切なケア」の存在が放置されると、それが蓄積され、拡大されて、明らかに虐待につながっていくといえます。

高齢者虐待・不適切なケアの防止策



(施設・事業所における高齢者虐待防止学習テーマとして活用可能な事例は、県庁内介護研究・研修センターを参考に作成)

「虐待かもしれない!」と思ったら...ひとりで悩まず
市町村の担当窓口又は地域包括支援センターへご相談ください。

発行 平成25年4月 福岡県保健医療介護部高齢者支援課・介護保険課

身体拘束に関する説明書・経過観察記録 (参考例)

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

〇〇〇〇様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に経過観察を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者 (利用者) 本人又は他の入所者 (利用者) 等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時限である

個別の状態による拘束の必要理由	
身体拘束の方法 (場所、行為 (部位、内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状態	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名 代表者
記録者、印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名
(本人との捺印)

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

〇〇〇〇様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者名	経過 サイン

様式1

事業所⇒市町村⇒支部⇒監査指導係

平成 年 月 日

福岡県介護保険広域連合長 殿

担当者名	
連絡先	

〔 〕 による被災状況報告

1 事業所概要

サービス種別	事業所名	事業所番号	所在地	被災月日

2 人的被害 (ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。

(1) 入所者 (ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。

原因	被害内容	対応

(2) 職員等 (ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。

原因	被害内容	対応

3 物的被害 (ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。

(1) 建物 (ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。

原因	被害内容	対応

(2) その他 (ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。

原因	被害内容	対応

4 運営への影響 (ある・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。

--

5 被害概算額・保険の状況

--

① 報告の期日

災害が発生した場合には、直ちに報告してください。

② 2次災害の防止等について

入所者の安全確保等について適切な対応を行ってください。

③ 被災状況の記録について

写真等により被災状況を的確に記録してください。(後日提出をお願いする場合があります。)

④ 被害概算額について

5の被害概算額が不明の場合は、「不明」と記入し、見積り等により金額が判明次第報告してください。

記載例

担当者名	
連絡先	

台風〇〇号

による被災状況報告

1 事業所概要

サービス種別	事業所名	事業所番号	所在地	被災月日

2 人的被害 ((ある)・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。

(1) 入所者 ((ある)・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。	原 因	被 害 内 容	対 応
(2) 職員等 ((ある)・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。	原 因	被 害 内 容	対 応
	職員が施設や入所者に被害がないか見回っている最中に、風にあおられて転倒した。	職員1人が手足にすり傷を負った程度	施設内で、手当を行った。

3 物的被害 ((ある)・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。

(1) 建 物 ((ある)・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。	原 因	被 害 内 容	対 応
	強風により、敷地の木の枝が折れて、施設建物に飛んできた。	屋根瓦約10㎡が破損した。	ブルーシートにより応急措置を行った。
(2) その他 ((ある)・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。	原 因	被 害 内 容	対 応
	強風のため。	フェンスの一部2m程度が倒れた。	人が立ち入らないように、ロープを張っている。

4 運営への影響 ((ある)・ない)*「ある」場合は、以下を記入してください。

- エレベーターが停止し(閉じ込められた者なし。)、一時利用できなくなったが、復旧済み。 - 停電により、地下水ポンプ(入浴用)が作動せず、上水道で対応した。その後復旧済み。 - ガス管の破損により、給湯器が使用できず、調理を予定どおりできなかったため、昼食時間が遅れた。復旧済み。

5 被害概算額・保険の状況

業者の概算見積りで、建物(屋根)500,000円、フェンス300,000円程の見込み。保険金で対応予定。
--

① 報告の期日

災害が発生した場合、直ちに報告してください。

② 2次災害の防止等について

入所者の安全確保等について適切な対応を行ってください。

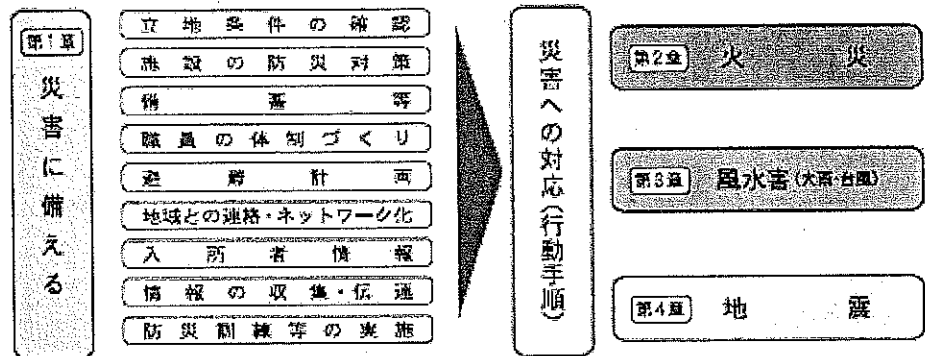
③ 被災状況の記録について

写真等により被災状況を的確に記録してください。(後日提出をお願いする場合があります。)

④ 被害概算額について

5の被害概算額が不明の場合は、「不明」と記入し、見積り等により金額が判明次第報告してください。

防災計画の策定・見直しについて



1 防災計画策定の義務

高齢者福祉施設等の基準においては、「非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない」とされています。

各施設等において防災計画（非常災害対策計画）を作成することが義務付けられているのです。

2 福島県高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル

平成24年3月に福島県で作成した「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」（以下「マニュアル」という。）は、高齢者福祉施設等が防災計画を策定する際に、参考としていただくためのものです。本書を参考としながら、施設の種類、規模、立地条件等それぞれの施設の特性に応じた防災計画（非常災害対策計画）となるように作成又は見直しを行ってください。

また、地震についても、具体的な防災計画の作成に努めてください。

3 防災計画（非常災害対策計画）の策定・見直しに関する留意点

(1) 防災計画（非常災害対策計画）の作成又は見直しに当たっては、誰もがすぐに分かるように簡潔かつ具体的な内容とし、意思の疎通を図る意味でも職員みんなで作成しましょう。施設の立地条件や入所者等の特性に応じた対策とするとともに、マニュアルのチェックリストを活用して、必要な事項等が盛り込まれているかどうか、十分検討してください。

(2) 検討・点検項目

- ① 水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた防災計画（非常災害対策計画）が策定されているか。
- ② 防災計画（非常災害対策計画）に次の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・介護保険施設等の立地条件
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - ・避難場所
 - ・避難経路
 - ・避難方法
 - ・災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連絡体制

4 防災訓練（避難訓練）の実施

- (1) たとえ立派な防災計画（非常災害対策計画）を立てても、普段から行っていないことは、緊急時にもできません。定期的に、様々な災害状況を想定して、防災計画（非常災害対策計画）に基づいて、実効性のある防災訓練（避難訓練）を実施しましょう。
- (2) 防災訓練（避難訓練）についての点検項目
- ・ 水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練が実施されたか。

5 防災計画（非常災害対策計画）の見直し

防災訓練（避難訓練）を実施した結果や防災教育等で培った知識、情報等を踏まえ、随時、防災計画（非常災害対策計画）の見直しを行い、実効性のある計画となるようにしましょう。

6 防災計画（非常災害対策計画）の策定・見直しに関する問合せ先

福岡県保健医療介護部 介護保険課 監査指導第一係 TEL 092-643-3251

監査指導第二係 TEL 092-643-3319

【参考となる通知・資料】

（通知）

- 「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号厚生労働省総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保険課長連名通知）

（資料）

- 「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」（内閣府作成）
- 「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について（周知依頼）」（平成28年9月2日付事務連絡（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課）
- 「防災ガイドBOOK（震災対応編）」（平成25年11月全国グループホーム連合会）
(<http://gh-japan.net/pdf/disaster-prevention-guide.pdf>)
- 「土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」（平成28年9月神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会）
- 「高齢者施設における防災計画作成指針」（平成25年1月石川県健康福祉部）よりチェックシート等を抜粋 (http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi_287.html)

※マニュアル及び参考となる通知・資料は、県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bousai-16.html>

7 業務継続計画（BCP）の作成について

大規模な地震が発生した場合において、職員、執務環境、ライフライン等の業務に必要な資源に制約を受ける状況下にあっても、災害応急業務や優先度の高い通常業務を適切に実施・継続するための計画を作成する必要があります。

※新型インフルエンザ流行時における業務継続計画についても作成してください。

防火安全対策

※詳細は、管轄の消防署にお問い合わせください。

消防用設備等設置義務

平成25年3月、消防法施行令が一部改正され、スプリンクラー設備など消防用設備等の設置基準が見直されました。また、設置義務の猶予期間も終了のため、各事業所で再度確認をお願いします。

平成27年4月1日施行	【消防法施行令 別表第1(6)項ロ】	【消防法施行令 別表第1(6)項ハ】
地域密着型サービスの種別	グループホーム 地域密着型特定施設 地域密着型特養 <u>小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（※避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させるものに限る。）</u>	認知症デイ 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（左記※以外）
防火管理者の選任	収容人員10人以上	収容人員30人以上
防火管理者の資格	延べ面積に関係なく甲種	延べ面積が 300㎡未満→乙種 300㎡以上→甲種
消火器の設置	延べ面積に関係なく設置	延べ面積150㎡以上
自動火災報知設備の設置	延べ面積に関係なく設置 新たに自動火災報知設備の設置が必要となる300㎡未満の施設について、「特定小規模施設用自動火災報知設備」を設置することも可。	延べ面積300㎡以上 <u>（利用者を入居又は宿泊させるものは全て）</u>
火災通報装置の設置	延べ面積に関係なく設置 加えて、 <u>自動火災報知設備の作動と連動して起動することの義務付け</u>	延べ面積500㎡以上
スプリンクラー設備の設置	延べ面積に関係なく設置 新たにスプリンクラー設備の設置が必要となる275㎡未満の施設について、「スプリンクラー設備を設置することを要しない構造」の見直し。 延べ面積が1000㎡未満の施設では水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することも可。	平屋建て以外で延べ面積原則：6000㎡以上
猶予期間	平成30年3月31日まで（上記報知設備と通報装置の連動含む）	

消火訓練及び避難訓練

消火訓練及び避難訓練	年2回以上の実施
------------	----------

- 防火管理者は、…（略）…防火管理に係る消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的に実施しなければならない。（消防法施行令第4条第3項）
- 防火管理者は、…（略）…防火管理に係る消防計画を作成し、…（略）…その旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。（消防法施行規則第3条第1項）
- …（略）…防火管理者は、令第四条第三項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。（消防法施行規則第3条第10項）
- …防火管理者は、…消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。（消防法施行規則第3条第11項）

感染症対策等について

高齢者は、感染症等に対する抵抗力が弱く、また、罹患することにより重篤化しやすいことから、特に注意が必要であり、介護サービス事業所においては、感染症の発生及びまん延の防止について必要な措置を講じる必要があります。

下記のホームページは、感染症対策等に関する厚生労働省等のホームページになりますので、最新の情報を随時確認し、事業所での対策に役立ててください。

また、県及び各保険者のホームページ等にも、各種情報が掲載されていますので、参考にしてください。

1 新型インフルエンザ関連

○厚生労働省：新型インフルエンザ A(H1N1) pdm09 対策関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/>

新型インフルエンザの発生・流行に備え、各事業所においても実際に新型インフルエンザが発生したときに適切に対応できるよう「事業継続計画」を策定してください。

○内閣官房：新型インフルエンザ等対策

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

○厚生労働省：特定接種（国民生活・国民経済安定分野）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>

※鳥インフルエンザ

現時点では、ヒトからヒトへの感染は確認されておりません。

○農林水産省：鳥インフルエンザに関する情報

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

○厚生労働省：鳥インフルエンザについて

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/>

2 感染症全般

○厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成25年3月）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/dl/130313-01.pdf>

3 インフルエンザ

○厚生労働省：平成29年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

○厚生労働省：インフルエンザ施設内感染予防の手引き（平成25年11月改訂）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki.pdf>

○厚生労働省：インフルエンザQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

4 ノロウイルス

○厚生労働省：感染性胃腸炎（特にノロウイルス）について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/>

○厚生労働省：ノロウイルスに関するQ&A

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

5 食中毒

○厚生労働省：食中毒

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/

6 レジオネラ症

○厚生労働省：レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針
(厚生労働省告示第二百六十四号)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/legionella/030725-1.html>

7 結核

○厚生労働省：結核 (BCG ワクチン)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou03/index.html

8 熱中症

○厚生労働省：熱中症関連情報

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/

○厚生労働省：熱中症予防のために (リーフレット)

http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/nettyuu_leaflet26.pdf

9 ヒートショック

○東京都健康長寿医療センター研究所：ヒートショックを予防しましょう (リーフレット)

http://www.tmhig.jp/research/cms_upload/heatshock.pdf

10 大気汚染 (PM2.5、光化学オキシダント等)

○環境省：環境省大気汚染物質広域監視システム そらまめくん

<http://soramame.taiki.go.jp/>

○福岡県：福岡県の大気環境状況

<http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/taiki-new/Jiho/OyWbJiho01.htm>

○北九州市：PM2.5 及び黄砂関連情報

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/00600065.html>

○福岡市：福岡市 PM2.5 予測情報

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/PM25information.html>

○福岡市：福岡市黄砂情報

http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/kousajouhou_2_2.html

○久留米市：PM2.5・光化学オキシダント

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2100kankyougomi/3143pm25/>

11 口腔ケア等について

○8020 推進財団

<http://www.8020zaidan.or.jp/index.html>

12 HIV/エイズについて

○厚生労働省：HIV/エイズ予防対策

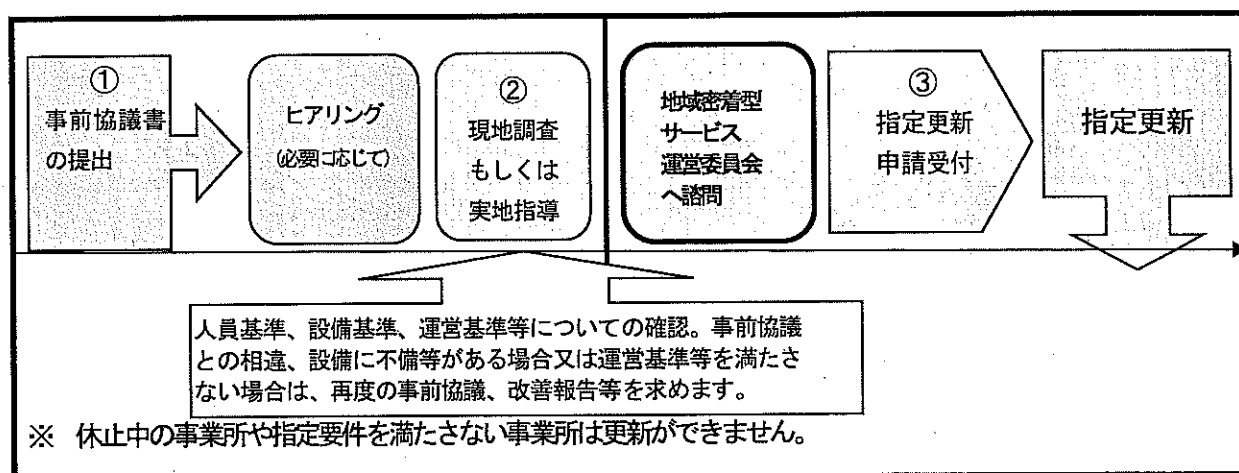
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/aids/

福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス事業者指定更新申請手続について

1 指定更新の概要

- ① 介護保険制度の改正に伴い、介護サービスの質を確保する観点から、指定の更新制（6年間）が導入されました。
- ② 原則として、指定有効期間満了日までに更新を受けなければ、その指定有効期間の経過によって指定の効力を失います。そのため、円滑な指定更新申請手続が行えるように書類提出期限の厳守、現地調査等につきまして、ご協力願います。

指定更新申請方法



① 事前協議

指定有効期間満了月の8～10ヶ月前頃を目途に、適宜、公文書にて事前協議書の提出を依頼しますので、依頼文書が届きましたら、速やかに事前協議書を提出してください。

※指定事業所が多くなってきたため、更新事務の平準化をするために予定より早期に事前協議書の提出を求めることがあります、ご了承ください。

※事前協議書の提出に当たっては、「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月 厚生労働省令第34号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月 厚生労働省令第36号）及びその解釈通知等を再度確認した上で、ご記入ください。

（※上記基準等の必要な要件を満たさない場合は、更新ができません。）

② 現地調査もしくは実地指導

地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所としての指定要件を満たしているか、人員基準、設備基準、運営基準等についての確認を行うため、指定更新に際しては必ず現地調査を行います。

現地調査時には、法人の代表者、事業所の管理者及び従業員の立会いを求めます。

なお、現地調査の結果、事前協議内容との相違がある場合や設備に不備等がある場合は、再審査となり、事前協議書の再提出や改善報告等を求めることがあります。

③ 指定更新申請

現地調査後、地域密着型サービス運営委員会から意見を聴取した後に指定更新申請に係る書類をお渡しします。

2 指定の有効期間について

- 平成14年4月1日以降に指定もしくは指定の更新を受けた事業所は、当該指定（更新）日から6年を経過する日が「更新期限」となり、その翌日が「更新年月日」となる。

指定（更新）年月日	更新期限	更新年月日 (指定有効期間満了日の翌日)
平成24年5月1日	平成30年4月30日	平成30年5月1日
平成25年6月1日	平成31年5月31日	平成31年6月1日
平成26年7月1日	平成32年6月30日	平成32年7月1日
平成27年8月1日	平成33年7月31日	平成33年8月1日
平成28年9月1日	平成34年8月31日	平成34年9月1日
平成29年10月1日	平成35年9月30日	平成35年10月1日
平成30年11月1日	平成36年10月31日	平成36年11月1日

3 指定申請等手数料について

福岡県介護保険広域連合では、受益者負担の観点から、平成20年1月議会で手数料条例の制定を行い、地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者が指定又は指定更新を行うに際して、手数料を徴収することとしました。

1 手数料の金額及び徴収時期

① 新規指定

金 額	30,000円
徴収時期	指定予定日の前々月の末日まで

② 指定更新

金 額	20,000円
徴収時期	指定の更新予定日の前々月の末日まで

注1 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料は、同種の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査を同時に行う場合は、納付の必要はありません。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料は、同種の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査を同時に行う場合は、納付の必要はありません。

3 所在地が、福岡県介護保険広域連合の区域外にある事業所に係る指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料、指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料、指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料及び指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料は徴収しない。

2 納付方法

- (1) 手数料の納付がない場合、申請書の審査が行えませんので、ご注意ください。
- (2) この手数料は申請の審査のための手数料です。指定ができない場合又は指定更新ができない場合も返還できませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 手数料は、広域連合が送付した納付書にて納入期限までにお支払いください。

指定更新時における留意点

事前協議書、更新申請書

- ・提出期限(広域連合本部事業課指定係 必着日)を守ってください。
- ※事前協議書、更新申請書は、市町村から支部を経由し本部へ提出されますので、提出期限を確認の上、余裕をもって提出してください。

現地調査もしくは実地指導

【全般事項】

- ・調査時には、管理者1名を含んで、少なくとも2名での対応をお願いします。
- ・事前に準備するように示す書類は準備しておいてください。

【個別事項】

1. 勤務体制管理について

- (1)必要な勤務体制が確保されていない場合があります。
(具体例)
 - ア 管理者は常勤専従であるが、実態として常勤となっていない。
 - イ 専従の職種において、業務に支障のない範囲で兼務している(基準で兼務可能となっている)場合において、兼務職種への比重が大きくなっている。
 - ウ 人員基準について、月単位では満たしているが、日にち単位では満たされていない。
- (2)新規指定時(前回指定更新時)の、常勤職員数、常勤換算数を維持するようにして下さい。
- (3)代表者や役員が勤務する場合でも、出勤簿(タイムカード)を作成して下さい。
- (4)労働基準法を遵守して下さい。超過勤務のため法定休日が確保されていない、休憩時間が確保されていない等

2. 職員研修について

- (1)必要な研修が実施されていない場合があります。
 - (2)研修について
 - ア 新任研修は、新規採用時に行ってください。新任者が介護未経験の場合は、特に重点的に行ってください。
 - イ 内部研修、外部研修は、年間計画を作成して実施(参加)するとともに、実施(参加)記録を作成してください。
- ※研修計画、実績一覧を指定更新事前協議時に提出してもらいます。

3. 資格管理について

- (1)資格管理が不十分な場合があります。
(具体例)
 - ア 職務に必要な資格の更新を怠っている。
 - イ 管理者研修等の必要な研修を受講していない。
 - ウ 変更届出書の提出が遅れ、資格/研修受講の確認が遅くなってしまう。

エ 職員に対する計画的な資格取得／研修受講の支援が行われていない。

4. 設備について

- (1) 実際の使用状況を正確に反映した平面図を提出してください。
- (2) 徘徊感知センサーなどが壊れている場合があります。
- (3) 事業所専有の設備は、併設事業所の利用者は使用できません。(グループホームのユニット間についても同様)

5. 備品について

- (1) 事業所内の備品と一致させた「事業所の設備・備品等一覧表」を提出してください。

6. 介護計画について

- (1) 利用者ごとに十分検討してください。
- (2) 期間設定のつじつまが合わない場合があります。
- (3) モニタリング(実施状況の把握)は、確実に実施してください。
- (4) 説明、同意は、計画開始日より前に実施してください。
- (5) 計画作成担当者が作成してください。

なお、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

ア 管理者は、……通所介護計画を作成しなければならない。

※介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。

イ 管理者は、……その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

ウ 管理者は、……利用者に交付しなければならない。

7. 認知症の確認について(グループホーム)

- (1) 認知症であることについて、医師の診断書等で必ず確認してください。また、契約時に行ってください。

8. 事故報告について

- (1) 報告すべき事故の種別は、転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、食中毒、感染症(インフルエンザ等)、交通事故、徘徊(利用者の行方不明含む。)、職員の違法行為・不祥事、高齢者虐待、その他
- (2) 介護サービスの提供により利用者がけがした場合は、医療機関における受診(施設内における受診を含む。)を要したものを報告してください。
- (3) 異食・誤嚥・誤薬は、医療機関における受診の有無を問わず報告してください。又、再発防止策も報告してください。

(4)「ヒヤリハット」記録は、事故を未然に防ぐものであるため、積極的に作成してください。

「ヒヤリハット」記録を基に、重大事故に繋がることを未然に防止するために、事業所内で再発防止策を検討する機会を設けてください。また、様式に全員の押印欄を設けるなど全職員が確認するようにしてください。

9. 感染症対策について

- (1)必要時のマスクの着用、出入り時の消毒液の使用を徹底してください。
- (2)利用者のみならず、従業者も、共用タオルを使用しないでください。

10. 利用者からの費用徴収について

- (1)あいまいな根拠による費用徴収はできません。
- (2)全ての利用者に一律に提供する費用（洗剤、せっけん、トイレトペーパー等）は、徴収できません。
- (3)介護に必要な用具（介護ベッド、車いす等）は、事業所で準備するべきものであり、徴収できません。
- (4)「その他雑費」等の名目で用途不明の徴収はできません。徴収金については、利用者（家族等）に文書で用途を説明してください。
- (5)利用者や家族の要望で、事業所で用意するもの以外に特別に用意する場合は徴収できる場合があります。

11. 利用者の金銭管理について

- (1)担当者が、利用者の金銭を使い込む事例が見受けられました。
- (2)極力、預り金は行わないことが望ましいですが、やむをえず行う場合は、
 - ア 個人ごとに分けて台帳作成
 - イ 家族に定期的(1ヶ月毎)に報告
 - ※定期的に出納を確認してもらい、確認印(サイン)を貰ってください。
 - ウ 複数の担当者を設定し、相互チェック

12. 防災計画について

- (1)火災、風水害、地震等に対する個別の防災計画、マニュアルを作成してください。
- (2)防災計画、マニュアルは、具体的かつ事業所独自のものを作成してください。
 - ※一般的なパンフレットだけを用いて、事業所のマニュアルとするのは不可
 - ※その他のマニュアル類についても同様

13. 身体拘束禁止について

- (1)やむをえず行う場合の手続き方法を定めておいてください。
 - ア 切迫性 利用者本人等の生命・身体への危険
 - イ 非代替性 他に方法がない
 - ウ 一時性 一時的に行う(終了時期を定めてください)

という3原則を満たしてください。

(2) 検討段階から終了までの記録を必ず残してください。

(3) 身体拘束マニュアル、様式を整備してください。

(4) 身体拘束禁止、高齢者虐待防止についての事業所内研修を必ず行ってください。

(5) 身体拘束廃止の取組がある事業所については広域連合に対して、継続的に要件を満たすようにしてください。

14. 記録の整備保存について

(1) 介護報酬請求に関連する記録について、保険給付の支払いの日から5年間、その他の記録は完結の日から2年間保管してください。

(2) 運営規程、契約書などに記録の保存期間を定めている場合に、修正されていない事例が見受けられます。

(3) 介護報酬請求に関連する記録

ア 介護サービス計画

イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録

ウ 主治医の医師による指示の文書(定期巡回、看護小規模多機能)

エ 訪問看護報告書、看護小規模多機能型居宅介護報告書(看護小規模多機能)

15. 運営推進会議について

(1) 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護において、おおむね6ヶ月に1回以上、開催してください。(平成30年4月～定期巡回・随時対応型訪問介護看護(介護・医療連携推進会議))

※おおむね2ヶ月に1回以上…小規模多機能、看護小規模多機能、グループホーム、地域密着型特養、地域密着型特定施設

(2) 所在地の市町村の職員(または地域包括支援センターの職員)も、構成員に入れてください。

(3) 同一法人が運営する指定地域密着型サービス事業所との共同開催については、1年間に規定された回数の半分まで可能。

16. 重要事項説明書について

(1) 料金等の変更があった場合には、金額を記載した書面で利用者に説明し、同意を得、交付してください。

※利用者の負担割合は、2割、3割負担の場合もありますので、ご注意ください。

地域密着型サービス事業者の指定内容の変更等について

1. 指定内容の変更、事業の廃止・休止・再開について

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）で定める事項に変更があったとき又は事業を廃止・休止・再開するときは、広域連合本部事業課指定係まで所定の書類を届け出てください。

なお、廃止・休止・再開届を提出する際は、必ず事前に広域連合本部事業課指定係に連絡してください。

(1) 変更届出書の提出に際しては、以下の点に注意してください。

- ① 該当サービス事業の「変更届出書チェック表」に従い、「変更届出書」にもれなく記入し、添付書類を添付のうえ、速やかに（10 日以内に）提出してください。なお、チェックした「変更届出書チェック表」も添付してください。
- ② 運営規程に記載している事項を変更した場合は、「運営規程の変更」として届け出てください。
- ③ 代表者・役員・管理者・計画作成担当者が異動した場合は、必ず届け出てください。
- ④ 移転、増築等で設備を変更する場合は、設備基準に合致しているかを確認する必要がありますので、必ず着手（移転）前に広域連合本部事業課指定係と協議してください。併せて、県土整備事務所へ「福岡県福祉のまちづくり条例」に適合しているか等を確認してください。
- ⑤ 事業所の譲渡や法人の合併等により、開設者が変更となる場合は、変更届では処理できません。
従前の開設者からの廃止届と、新開設者からの指定申請書等の提出が必要となります。開設者が変更になる際は、事前に必ず事業所所在地市町村と協議してください。（ただし、有限会社、株式会社相互間の変更等、同一法人とされる変更を除きます。）
- ⑥ 市町村合併に伴って、事業所の運営規程に規定する「通常の実施地域（送迎地域）」に変更が生じた場合にも、変更届を提出してください。
- ⑦ 次のような変更については、変更届出書の提出は不要です。
 - ア 介護報酬改定に伴う利用料金の変更
 - イ 市町村合併に伴う事業所（施設）・主たる事務所・代表者・役員・管理者・計画作成担当者の住所変更
 - ウ 運営規程に記載している従業者数の変更
 - エ 代表者・役員・管理者・計画作成担当者以外の従業者の変更
看護職員、介護職員、生活相談員及び機能訓練指導員など資格等を要する職種に異動があった場合は、必ず当該資格証等を確認し、その証書類の写しを保存しておいてください。また、出勤簿や給与台帳、勤務割表等、事業者に関する諸記録も、必ず整備・保存しておいてください。
ただし、加算算定に必要な要件を満たす職員の異動等により、加算要件を満たさなくなった場合は、速やかに変更届出書を提出してください。

(2) 事業の廃止・休止・再開をしようとするときは、次の点に留意するとともに、あらかじめ広域連合本部事業課指定係に連絡してください。

- ① 「廃止・休止・再開届出書チェック表」に従い、届出書にもれなく記入し、必要書類を添付のうえ、広域連合本部事業課指定係に提出してください。
※ 廃止又は休止しようとする時は、必ずその 1 か月前までに届出を行ってください。
再開については、再開する日の 2 か月前までに広域連合本部事業課指定係と協議してください。
- ② 廃止・休止の際は、あらかじめ担当の介護支援専門員や広域連合本部事業課指定係に廃止・休止の予定日を連絡し、現にサービスを受けている利用者が同等のサービスを引き続き受けることができるよう、適切な措置を講じてください。
- ③ 事業の休止は、再延長も含めて最長でも 1 年間とします。1 年以内に再開が見込まれない場合は、休止届ではなく廃止届を提出してください。

- (3) いわゆる「加算」及び「減算」に影響する体制を変更する場合については、サービス事業ごとに届出内容が異なりますので、それぞれのサービス事業ごとの「介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表」に従い、提出期限に注意し変更届を広域連合本部事業課指定係に提出してください。

なお、内容に不備がある場合は受理できませんので、早めに提出願います。

- ※ 「加算」及び「減算」についての算定方法その他具体的な取扱いについては、「地域密着型介護サービス費の請求に関する手引き」をご参照ください。

2 業務管理体制の整備及び届出について（届出事項の変更）

法人名称や主たる事務所の所在地等、変更した項目によっては、通常の変更届とは別に、業務管理体制に係る変更届が必要となります。

3 外部評価の実施に係る申請について

平成 27 年 4 月に外部評価の実施方法が一部改正され、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、自己評価及び 運営推進会議等にて外部評価を行うようになりました。

グループホームについては、従来通り外部機関に委託して外部評価を行い、結果を市町村に提出し、要件を満たせば実施の免除申請が出来ます（承認された年度の翌年度は外部評価を行いますのでご注意ください）。

4 代表者・管理者・計画作成担当者が受講すべき研修について

事業者が指定を受ける際（指定を受けた後に代表者・管理者・計画作成担当者の変更の届出を行う場合を含む。）には、次のとおり研修を修了することが必要となります。

(1) 代表者

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、「認知症対応型サービス事業開設者研修」

(2) 管理者

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、「認知症対応型サービス事業管理者研修」

(3) 計画作成担当者（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）は「介護支援専門員」）

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」

認知症対応型共同生活介護については、「実践者研修」又は「基礎課程」

5 E メールアドレスの登録について

福岡県介護保険広域連合では、重要な連絡等について迅速かつ確実に情報提供できるよう、法人で所有の E メールアドレスの登録をお願いしております。すでに登録されている事業所においても、E メールアドレスの変更や廃止の状況になった場合には、広域連合へ届出が必要となります。登録届出書様式等はホームページからダウンロードすることができます。

6 夜間及び深夜に通所介護以外のサービスを提供する場合（認知症対応型通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所のみ）

○通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容をサービス提供開始前に広域連合本部事業課指定係へ届け出てください。

届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は10日以内に、また、宿泊サービスの休止又は廃止をする場合は、その日の1月前までに、広域連合本部事業課指定係に届け出てください。

※都道府県は情報公表制度を活用し、宿泊サービスの内容を公表しますので、宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告してください。

介護サービス事業者の業務管理体制の整備及び届出について

平成 20 年の介護保険法改正により、平成 21 年 5 月 1 日から、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を、国、都道府県又は保険者に、遅滞なく届け出ることとされました。（最初の届出の期限は、平成 21 年 10 月 31 日）

1 事業者が整備しなければならない業務管理体制

（介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 39）

整備の内容 業務管理体制の			業務執行の状況の監査を定期的実施
			法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）の整備
			法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）の選任
事業所等の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

○事業所の数には、介護予防を含みます。例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を併せて行っている事業所は、2 とカウントします。

○介護保険法第 71 条の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の事業所（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）の指定があったとみなされる場合は、事業所の数に含みません。

○新しい総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数に含みません。

2 届出事項 （介護保険法施行規則第 140 条の 40）

届出事項	対象となる介護サービス事業者
①事業所の ・名称（法人名） ・主たる事務所（本社・本部）の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	すべての事業者
②「法令遵守責任者」の氏名、生年月日等	すべての事業者
③「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が 20 以上の事業者
④「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が 100 以上の事業者

3 届出先 (介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 40)

区分	届出先
① 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣 (事業所等が 2 以下の地方厚生局管内に所在する場合は、事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事)
② 地域密着型サービス事業 (介護予防を含む。) を行う事業所であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長 (福岡県介護保険広域連合に加入している市町村は、福岡県介護保険広域連合)
③ ①、②以外の全事業者	都道府県知事 (福岡県の場合は、県庁介護保険課・所管の保健福祉環境事務所に提出) 指定都市の長 (福岡市・北九州市・久留米市に所在する場合)

4 届出事項の変更 (介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 40)

※既に届出を済ませた事業者・法人であっても、以下の項目に変更があった場合は、業務管理体制に係る変更届 (通常の変更届とは別) が必要となりますので、注意してください。

変 更 事 項
1 法人名称 (フリガナ)
2 主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
3 代表者氏名 (フリガナ)、生年月日、所属及び職名
4 代表者の住所、職名
5 法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)、生年月日、所属及び職名
6 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
7 業務執行の状況の監査の方法の概要

上記「3 届出先」の区分②に該当する事業者の届出先は、福岡県介護保険広域連合本部事業課指定係 になります。

5 届出時点

- (1) 事業所の新規指定に伴い届出が必要となる場合
⇒ 事業所の新規指定申請時に新規指定申請書類と共に提出してください。
- (2) 事業所の変更届出に伴い変更が生じた場合
⇒ 事業所の変更届出時に変更届出書と共に提出してください。
- (3) その他の場合
⇒ 届出及び変更の届出の必要が生じた時点ですぐに提出してください。

第1号様式(第2条・第4条関係)

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

平成 年 月 日

福岡県介護保険広域連合長 殿

事業者 名 称
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者(法人)番号									
1 届出の内容											
(1) 法第115条の32第2項関係(整備)											
(2) 法第115条の32第4項関係(区分の変更)											
2 事業者	フリガナ 名 称										
	住 所 (主たる事務所の 所在地)		(郵便番号 ー) 都 道 郡 市 府 県 区 (ビルの名称等)								
	連 絡 先		電話番号				FAX番号				
	法 人 の 種 別										
	代表者の職名・ 氏名・生年月日		職 名		フリガナ 氏 名		生年 月 日	年 月 日			
	代表者の住所		(郵便番号 ー) 都 道 郡 市 府 県 区 (ビルの名称等)								
3 事業所名称等及び 所在地		事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号(医療機関等コード)				所在地			
		計	カ所								
4 介護保険法施行規 則第140条の40第1 項第2号から第4号に 基づく届出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)				生年月日				
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要								
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要								
5 区分 変更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課										
	事業者(法人)番号										
	区分変更の理由										
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課										
区 分 変 更 日		年 月 日									

(日本工業規格A列4番)

受付番号

介護保険法第115条の32第3項に基づく
業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)

平成 年 月 日

福岡県介護保険広域連合長 殿

事業者 名称
代表者氏名 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

変 更 が あ っ た 事 項

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1、法人の種別、名称(フリガナ) | 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 |
| 3、代表者氏名(フリガナ)、生年月日 | 4、代表者の住所、職名 |
| 5、事業所名称等及び所在地 | |
| 6、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日 | |
| 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 | |
| 8、業務執行の状況の監査の方法の概要 | |

変 更 の 内 容

(変更前)

(変更後)

(日本工業規格A列4番)

地域密着型介護サービス費の請求に関する手引き

地域密着型介護サービス費の請求に関する事項については、現在の体制を変更しようとする場合にあらかじめ届け出る必要があります。

次の要領に従い、封筒表面に「地域密着型介護サービス費に係る届出書在中」と朱書きの上、郵送願います。

また、期限後の提出や、期限内の提出であっても内容等に不備がある場合は受理できませんので、お早めに提出願います。（加算に係る事項については、一切、遡及はしませんので、ご注意ください。）

なお、加算及び減算に係る届出については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表」に従い、必要な書類を提出してください。算定不可の場合も、チェック表に表記している『共通事項』の書類が必要ですのでご注意ください。

加算に係る事項

1 書類の提出期限について

介護職員処遇改善加算を除き、下記サービス区分に従い、算定開始月の前月15日または算定開始月の初日までに広域連合本部事業課指定係必着。

サービス区分	届 出 日	加算 算定 開始月	(例)
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○(介護予防)認知症対応型通所介護 ○(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) ○地域密着型通所介護	毎月15日以前	翌月	(5月1日から 算定の場合) 4月15日締切
	毎月16日以降	翌々月	
○(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (短期利用型を含む) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	届出受理日が 月の初日	当該月	(5月1日から 算定の場合) 5月1日締切
	届出受理日が 月の初日以外	翌月	

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第一 届出手続きの運用

1 届出の受理

(5) 届出に係る加算等の算定の開始時期

2 提出書類

【共通事項】

- ・変更届出書（様式第2号（第4条関係））
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
- ・サービスの内容及び利用料その他の費用の額を記載したもの。
（運営規程や重要事項説明書等介護給付費算定に係る体制等の変更に伴い改正したもの。）
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表

【算定体制ごとの個別事項】

介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表に記載の書類を添付してください。

※算定要件を満たさなくなった場合は、速やかに、上記の【共通事項】の書類を提出して下さい。

○地域区分

現在、広域連合内全ての市町村の地域区分は、「その他（0% 単価10円）」です。

《介護給付費算定関連通則》

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平18.3.14厚生労働省告示第126号）平30.3.22厚生労働省告示第78号/平30.3.30厚生労働省告示第180号
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平18.3.31老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）平30老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号/平30老高発0330第6号・老振発0330第3号・老老発0330第2号
- 厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（24.3.13厚生労働省告示第119号）

福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する
規則第2条ただし書に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成19年規則第11号。以下「規則」という。）第2条ただし書について、規則第10条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(該当する場合)

第2条 規則第2条ただし書に該当する場合は、次のとおりとする。

- (1) 再転入者で、転入前住民期間と再転入後住民期間を合算して3ヶ月以上になる場合
- (2) 転入後3ヶ月以上を経過している親族（民法第725条の規定による親族をいう。）から介護を受けるために転入した場合
- (3) その他必要やむを得ないと福岡県介護保険広域連合長（以下「広域連合長」という。）が認める場合

(承認申請の手続き)

第3条 指定地域密着型サービス事業者等（以下「事業者」という。）は、前条に該当すると思われる場合は福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則第2条ただし書該当承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を広域連合長に提出するものとする。

(承認の可否の通知)

第4条 広域連合長は、事業者から前条の申請書が提出されたときは、第2条に該当するか確認のうえ、承認の可否を決定するものとする。広域連合長は、承認の可否について、福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則第2条ただし書該当承認通知書（様式第2号）により、事業者へ通知するものとする。

(委任)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

参考

福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則
(抜粋)

第2条 福岡県介護保険広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び指定の更新に当たり、法第78条の2第8項及び第115条の12第6項に規定する条件として、福岡県介護保険広域連合を構成する市町村への転入後3ヶ月を経過しない者に対し、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを行ってはない旨の条件を付するものとする。ただし、広域連合長がこの条件を付することが困難であると認める特段の事由がある場合は、この限りでない。

年 月 日

福岡県介護保険広域連合長 様

所在地

法人名

代表者職名・氏名

印

福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則
第2条ただし書該当承認申請書

下記の者について、福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成19年規則第11号。以下「規則」という。）第2条ただし書に該当することの承認を申請します。

記

		事業所番号										
事業所（施設）		名 称										
		所在地										
被 保 険 者	被保険者番号											
	氏 名											
	利用（入居）前住所											
	生 年 月 日		年 月 日									
	年 齢		歳	性 別		男 ・ 女						
	広域連合内の住民となった日		年 月 日									
	経 過 期 間		箇月									
規則第2条ただし書に規定する条件を付することが困難な特段の事由												

記入担当者名		連絡先（電話）	
--------	--	---------	--

介護保険関連情報の把握について

平成 30 年度介護報酬改定後も国からは Q & A が発出されており、介護サービス事業所の皆様においては常に確認し最新の情報を把握する必要があります。

介護保険に関する情報は下記ホームページに掲載されていますのでご確認ください。

なお、広域連合ホームページには、広域連合からのお知らせだけでなく、国・県からの通知なども掲載しておりますので、定期的にご確認ください。

1 広域連合からのお知らせ

広域連合から事業所への連絡（加算の届出の周知など）や国・県からの通知などを掲載しています。

（掲載箇所）

福岡県介護保険広域連合（トップページ）→～介護保険事業所及び医療機関の方～各種通知について（情報提供）

<http://www.fukuoka-kaigo.jp/trader/index.html>

福岡県介護保険広域連合（トップページ）→新着情報

<http://www.fukuoka-kaigo.jp/new/>

2 介護保険最新情報

厚生労働省から発出している介護保険の最新情報です。制度改正時や災害時などに頻繁に情報が提供されます。

（掲載箇所）

福岡県ホームページ（トップページ）→健康・福祉→介護→介護保険→

「一般情報」→【平成 30 年度】介護保険最新情報 Vol.645 以降

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigo-saishinjouhou-h30.html>

3 平成 30 年度介護報酬改定について

現在も発出されている「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A」や省令・告示や通知などが厚生労働省ホームページに掲載されています。

（掲載箇所）

厚生労働省ホームページ（トップページ）→政策について→分野別の政策一覧→福祉・介護→介護・高齢者福祉→介護報酬→平成 30 年度介護報酬改定について

https://mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html